

令和5年度 第1回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	令和5年9月21日（木）午前9時30分から正午まで
開催場所	白井市役所本庁舎2階災害対策室2・3
出席者	吉井会長、岡澤副会長、竹内委員、稲葉委員、大嶋委員、折原委員、増子委員、中澤委員、
欠席者	0名
事務局	内藤市民活動支援課長、高橋主事、中村主事補
傍聴者	0名
議題	(1) 市民参加推進会議委員の職務について (2) 会長・副会長の選任について (3) 白井市市民参加条例について (4) 市民参加推進会議のスケジュール及び会議の進め方について (5) 令和3年度市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について (6) 令和4年度市民参加実施状況総合的評価について (7) その他
資料	①資料0 第1回次第 ②資料1 第7期市民参加推進会議名簿 ③資料2 市民参加推進会議委員の職務について ④資料3 白井市市民参加条例について ⑤資料4 市民参加推進会議のスケジュール及び進め方について ⑥資料5 令和3年度市民参加の実施状況に対する総合的評価（答申）への対応について ⑦資料6 令和4年度市民参加実施状況総合的評価について ⑧参考資料1 市民参加条例逐条解説 ⑨参考資料2 市民参加推進会議規則 ⑩参考資料3 分野別個別計画の体系 ⑪参考資料4 市民参加条例の検証・見直しに関する事項について（答申）

（会議内容）

●1 開会

●2 委嘱状交付式

●3 令和5年度第1回市民参加推進会議

議題（1）市民参加推進会議委員の職務について

○事務局 この後、会長と副会長の選出を議題2でするのですけれども、その前に、まず市民参加推進会議がどのような会議であるのかについて御理解、共有いただくため、内容のみ簡単に説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料2を御覧いただければと思います。市民参加推進会議委員の職務についてです。本会議は市民参加条例に位置づけられている組織になりまして、後ほど、白井市市民

参加条例については、議題3の中で委員の皆様にご説明をさせていただきます。

市民参加推進会議の位置づけということで、最初1ページ目に入らせていただきます。

本会議は、白井市の市民参加に関する基本的な事項など、時代に即してより制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、設置しているところであります。本会議と市と市民との関係は、下の図を確認いただければと思います。

初めに、市から市民参加推進会議に市民参加に関する諮問をさせていただきます。その諮問に基づきまして、本会議に市民参加に関する事項を調査審議させていただきます。その後、市の諮問事項に対する調査審議事項の結果あるいは調査審議事項を確認した際に気になったことだったり、是正したほうがいいのではないかとというところをまとめた答申書を作成していただいて、市に提出いただきます。その答申書については、先ほど市長が言っていたことにもあるのですけれども、職員にも共有されますし、市民に対しても広報などで周知、公表していきます。

続きまして、委員の構成になるのですけれども、委員の構成は、市民参加についていろんな視点から調査する必要があることから、識見を有する者2名、市内において市民活動を行う団体に属する者3名以内、市民5名以内という形で構成をしています。それぞれの立場からの経験や知識によって意見を出していただきまして、本会議の運営がなっているところであります。

3、委員の任期になります。1期3年になります。1回限り再任が可能となっております。1回限り再任可能としておりますのは、同じ人が委員として委嘱されるよりも、多くの市民の方に委員になっていただいたほうがいいですよということで、そういった形にしております。一方で、継続的な調査審議が必要な場合もあることから、再任の規定を持っています。

1枚めくっていただきまして、2ページに移ります。裏面ですね。

こちらは、市民参加推進会議の職務についてになります。本会議については、市民参加条例、後ほど説明をするのですが、その条例の第25条に書かれている四つの調査審議を行うことが職務となっております。この中から市長が諮問して、本会議では、その諮問事項に応じて審議をしていただくというような形になっております。

その四つと申し上げましたが、一つ目は、市民参加実施状況に対する総合的評価になります。どういったものかといいますと、市が計画の策定や市民の権利を制限する条例の制定、大規模な公共施設を整備する計画などを策定していく場合に市民参加を行い、市民の意見を聞きながら進めてくださいということが市民参加条例に定められています。それから、条例には、市民参加する場合の事前の周知であったり、結果はしかるべきところに公表してくださいねといったことも定められております。それについても評価をしていただくというような形になります。

本会議では、市民参加条例に基づいて市民参加を行っているかだったり、市民参加の方法は適切であったか、そして、市民参加を行った結果を公表しているか、その取扱い、公表の広報が適切に行われたかなどについて評価させていただきます。その中には、緊急かつやむを得ない理由がある際だったりとか、金銭徴収に関する条例の制など市民参加を行わなくてもよいとされるものもあります。それについては、市民参加を行わなかった理由が妥当であ

ったかというところも評価していただきます。この総合的評価になるのですけれども、事業自体の効果検証ではなくて、あくまで市民参加の評価になっておりますので、その点はあらかじめ御了承いただければと思います。

四つのうちの二つ目が市民参加の方法の研究及び改善、三つ目が条例の見直しに関する事項、四つ目がその他の市民参加の推進に関する事項です。この中から必要に応じて市が諮問を行うという形になっております。

三つ目の条例の見直しなのですけれども、今期、皆さんの任期の中で条例改正の審議をしていただく予定でありますので、この概要については、この後、説明させていただきます。

そのほか、下にあるとおり、市民参加の推進に係る事項については、市長に意見を述べる事が可能です。

最後になりますが、今期の諮問事項を報告させていただきます。今期も諮問事項がございまして、前期と同様なのですけれども、先ほど四つあると申し上げた一つ目の総合的評価に関する事を諮問させていただいております。令和4年度中に計画の策定等の事業が終了したもののについて評価をしていただく予定になっております。皆さん、委員さんがしていただくメインの職務になりますね。

また、評価の方法なのですけれども、本日の議題6のところの説明させていただきますので、簡単ではございますが、市民参加推進会議の委員の職務について事務局より説明を終了させていただきます。ありがとうございます。

#### 議題（2）会長・副会長の選任について

推薦により会長に吉井委員が就任

推薦により副会長に岡澤委員が就任

#### 議題（3）白井市市民参加条例について

事務局から資料3に沿って説明

#### 議題（4）市民参加推進会議のスケジュール及び会議の進め方について

事務局から資料4に沿って説明

#### 議題（5）令和3年度市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について

事務局から資料5に沿って説明

#### 議題（6）令和4年度市民参加実施状況総合的評価について

事務局から資料6に沿って説明

○会長 御苦労さまです。これは本気になりますよ、皆さん。本当に。資料をきちんと整理されているので、資料をきちんと読み込んで、自分の頭の中で考えながら記入できますので、それが終わって提出して帰っても、委員の解放感というのはいないですよ。

問題なのは、それだけで終わるのではないのですよ。我々が書いて提出して終わりではなくて、それが今度は行政側にフィードバックされる。その結果がまたどういうふうに出てくるか。先ほど御説明ありましたが、令和3年度の事業に対するあれが、こういう形で

行政側が対応されているということが、きちんと我々に対して、あるいは市民に対して掲示されますので、これがやりがいなのですよ、我々委員の。

それは、すぐに出ることではないですよ、時間はかかるのだけれども、それを思いながら考えて書き込んでいくというのが、我々がある意味では、いい機会を与えられたということでは私はやっていましたし、仲間もそういう形でという話になっていますので、いい意味で楽しみにしていきましょう。ただ、結構忙しいのですよね。時間があまりないのだよね。でも、これはこれで集中をすることができるので、ひとつ皆さん頑張りましょう。

また、1度書いて提出しても、それをある意味でリバイスできるというか、これこうだったのだと書き加えるなり、訂正するなりという部分のチャンスは、最後にはあるのですよ。最後に一度だけありますけれども、ただ、それはあまり当てにしないで、本気出してやりましょう。以上です。

どうぞ。

○委員 教えてほしいのですけれども、例えば桜台小学校、中学校の給食の在り方の条例基準というコメントありますよね。この条例はどこを見たらいいのですか。勉強不足で申し訳ないです。これに対応するもの。

○会長 お願いします。

○事務局 条例基準の評価になるのですけれども、こちらの一番後ろにカラー刷りで評価チェック表というものがついてございます。こちら左と右に行が分かれていますけれども、こちらの左の行です。市民参加条例が求める基準と書いてあるものが基本的には条例に掲載をされているものという形になっておりまして、左側がその条例が求める基準となります。右側のほうが会議が求める望ましい水準ということで、右側のほうは、できていれば、それだけいいですねというようなプラスアルファな取組というような形になっておりますので、左側が条例基準、右側が望ましい水準、こちらを見ていただいて、この評価チェック表にまずはマル・バツを、できているかというのをつけていただいてから、こちらの表書きの評価シートに点数とコメントを記入いただくというような流れを考えております。

○委員 難しいですね。ありがとうございます。

それともう一つ、これだけで言うと、例えば参加募集が2名とか書いてありますよね。2名に対して選出2名だから適合しているね、では満点なのかといったときに、もっと深堀して、たった2名でいいのと思った場合は、今回の基準からは、判定からは外れるわけです。応募人数が2名というところには、私たちは何もコメントせずに、2名に対して2名選んだから、よかったねというふうな考え方でいいのですか、

○事務局 審議会の公募人数というところ、ここは非常に委員さんによって、この審議会には、例えば5名以上公募がいたほうがいいですとか、あるいは、1人か2人いらっしゃればいいのではないかというような主観的な考えがどうしても出てくるということがございます。

審議会で申し上げますと、こちらの一番後ろの評価チェック表の一番左上に①と白抜きで番号が振っておりますけれども、こちらが審議会の設置の趣旨や審議内容に応じた公募人数となっているかというような項目になっておりまして。こちらは先ほど申し上げましたとおり、審議会であれば一、二名いらっしゃればいいのではないかということであれば、こちらに丸をつけていただいたり、逆に、一、二名では少ないのではないかというようなこ

とであれば、バツというような形でつけていただきますので。

ここは評価項目いろいろあるのですけれども、どうしても委員のお考えといえますか、主観的なところというのは、どうしても点数でばらつきが多少出てくるのですけれども、それはそれで各委員のお考えということで、点数が変わってしまうことには、こちらは何ら問題はございませんので、まずつけていただいて、最後に取りまとめて、最後、この市民参加推進会議の点数とコメントということでまとめさせていただきますので、今の審議会の公募の例で言うと、左上の①番という項目で御判断いただくというような形になります。

○会長 あとは何か御質問ございますか。

これ読み込んでいただくと、細部にわたってありますので。今、御質問された中身については、当然の御質問内容なのですけれども、そういうことも含めて見ていくと、これも載っていると。コメントを書く部分もありますので、それも含めて御意見のほうを率直に書いていただけると。むしろ書いていただいたほうがいいと思います。

どうぞ。

○事務局 今日、一通り議題、説明はさせていただきましたけれども、正直、皆さん初めての委員さんが多くて、何を質問したらいいかわからないというのが正直なところだと思います。一通り議題1から6まで説明させていただきましたけれども、私のほうから、委員さんの流れみたいところを改めて説明をさせていただきたいなと思います。

お配りしました資料の4を改めて御覧いただきたいと思います。今年の市民参加推進会議のスケジュールというところになりますけれども、そちらの一番最後、3月というところ、市長に答申書の提出という記載がございます。この答申書というのは、本日、後からお配りさせていただいた令和5年3月30日付の、これは昨年度、審議会のほうから市のほうに答申を頂いた内容になります。令和3年度というタイトルになっておりますけれども、年度がずれておりますけれども、事業が完了した翌年に評価をするという形になりますので、3年度に実施した事業に対して4年度に評価を行ったので、このようなタイトルになっているところで御理解をいただきたいと思います。こちらが昨年度、本会議から市のほうに答申を頂いた内容になりまして、最終的に今年度、皆様方にお作りいただくのも、こちらのことと御理解をいただければいいのかなというふうに思っております。

こちら中身を見ていただきますと、まず初めに答申と、2ページ目には総合的評価、実際、皆様方に評価をいただいた点数がこちらに記載がされております。こちらの2ページ目の点数については、先ほど資料の6で評価のほうをお願いいたしましたけれども、こちらで評価をさせていただくという形になります。

評価に当たっては、本日、皆様方に評価のほうをお願いしましたがけれども、そのほかに、スケジュールにもありますように、担当課のヒアリングを行いまして、最終的な評価のほう、あらかじめ点数はつけていただくのですけれども、ヒアリングをした上でコメントであったり、点数であったり、評価のし直しといえますか、その辺りをヒアリングを行った上で改めて評価を、最終的な点数づけをしていただくことになります。

3ページ目から26ページ目までは、こちらは皆様方に評価をいただいた点数の一覧になりますので、こちらまでは評価表を出していただいて、最終的なものはこちらということと御理解をいただければいいのかなというふうに考えております。

27ページ目につきましては、市民参加実施に関する提言ということで、令和5年度最終

的にこの評価をいただいて、この6回の会議の中で、いろいろな委員の皆様から御意見を頂くこととなりますので、その御意見を事務局のほうで取りまとめさせていただいて、最終的にこのような形の提言にさせていただくというふうに御理解をいただければよろしいかと思っております。

今年度、28 ページ目には、先ほども評価の点数がありましたけれども、そのまとめといますか。令和5年度については、先ほど申しましたけれども、7事業について皆様から評価をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

29 ページ以降につきましては、過去にこの本会議で評価した内容になっていきますので、こちらは参考ということで御理解をいただければよろしいかと思っております。

最後に、資料の6で皆様方に評価のお願いをさせていただきましたけれども、この評価を行っていく上で、皆様1年目の委員さんが多くいらっしゃいますので、それぞれで期限までに提出をお願いするのですが、評価をしていく上で分からない部分、当然出てくると思いますので、そのときは遠慮なく事務局のほうにメール、あるいはお電話等で御連絡頂ければ、その都度、御質問なりにお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1 から6までで、改めて何か御質問等ございましたらお願いしたいと思っております。

○委員 御説明ありがとうございました。私も前回やらせていただいたときに、最初に教えていただいたのですが、評価は、市民参加の方法の評価であるというところをしっかりと最初に共通認識として持っておいたほうが良いと思います。市民参加が行われた事業対象の内容まで入り込んで評価をしてしまうと、評価が複雑になって大変になってしまうようです。この委員会で対象とするのが、事業に対して行われた市民参加の手法に関する評価ということなので、そこだけの評価をするというのもすごく難しいところだとは思っておりますけれども、そこは最初に共通認識を持っておいたほうが良いのかなと思って補足させていただきました。

その上でなのですが、1 回経験をしてすごく思ったのが、参加の評価のところ、ちょっと踏み込んで評価をできたら、もっとよりよくなるのかなと思っているのですが、コストパフォーマンスみたいなところというのは、これまであんまり議論されてこなかったと思うのです。例えば、アンケート調査を行ってこれだけのコストがかかって、実際に集まった数はこれだけだったとか。そういうところも、今回は難しいと思うのですが、少し定性的にというか、コメントの部分で、私自身も気をつけて評価ができれば、より良いのかなと思えました。初めて参加される皆さんのところで言うのは、混乱してしまうかなとは思ったのですが、今回は投入した職員の方のエネルギーと、それに見合った成果が出ているかということも少し見ながら、参加の評価ができればいいかなと考えております。以上です。

○会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○事務局 ●●委員、補足していただきまして、ありがとうございます。

先ほど頂きました御意見のところにつきましては、今年度につきましては、コメントのほうで、できれば評価のコメントを頂ければなと思っております。その内容を拝見させていただいて、提言書の意見のほうに盛り込んでいくものがあれば、いきたいなと思っております。

す。

また、今後、評価表をどうしていくかということにつきましては、この6回の会議の中でどこまでできるかは分からないのですが、次年度以降も委員の皆様は同じになりますので、こうしたほうがいいのではないかと御意見があれば、そのときにまた評価表を変更したりだとか、そういったことも含めて検討していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長 ありがとうございます。

●●委員。

○委員 市民参加の方法というところなのですが、様々ございますよね、審議会とかパブリックコメントとかワークショップとか。例えば、計画案だとパブリックコメントは必須とか、審議会も必須とか、事業の規模とか内容に応じて、取り入れるべき市民参加の方法の基準みたいなものは、ある程度決まっているものなのではないでしょうか。

○会長 どうぞ。

○事務局 現時点では、この事業計画にはこの手法を取り入れなければいけないというような、そういう手法自体の基準というのではなく、最終的には各課の判断ということにはなるのですが、市民活動支援課のほうで、毎年、職員向けに研修を行わせていただひておりまして、そのときには、基本的には一つの手法だけではなくて、審議会とパブリックコメントとアンケートですとか、そういったできる限り多くの手法を取り入れてやっていただきたいというのは、申し上げているところなのです。以上です。

#### 議題（7）その他

事務局からその他事務連絡

#### ●4 閉会